項第一号」を「第百十九条の三第十二項第一号」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第百十九条の三第八項」を「第百十九条の三第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第百十九条の三第六項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　令第百十九条の三第六項の規定の適用に係る同条第七項第三号に規定する資産調整勘定対応金額又は同項第四号に規定する負債調整勘定対応金額についての次に掲げる書類

イ　当該資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額の計算の基礎となる令第百十九条の三第六項の他の通算法人の同条第七項第二号に規定する対象株式に関する次に掲げる事項を記載した書類

(1)　当該対象株式の取得ごとのその取得の時におけるその取得価額、その取得をした数又は金額及びその取得をした日

(2)　当該他の通算法人の当該対象株式の各取得の時における発行済株式又は出資（当該他の通算法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額

ロ　当該他の通算法人がイの対象株式の各取得の時において有する資産及び負債のその取得の時における価額を記載した書類

ハ　次に掲げるいずれかの書類でロの資産及び負債のロの価額を明らかにするもの

(1)　その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

(2)　その取得をした法人が、その取得の時における価額を算定し、これをその取得の時における価額としているときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほかその資産及び負債の価額を明らかにする事項を記載した書類

二　令第百十九条の三第六項の規定の適用に係る同項の他の通算法人を合併法人とする同条第七項第五号に規定する通算内適格合併に係る同項第六号に規定する被合併法人調整勘定対応金額に係る同号の被合併法人の株式についての同条第六項の規定の適用に係る同項に規定する明細を記載した書類の写しその他当該被合併法人調整勘定対応金額の計算に関する明細を記載した書類

第二十七条の十四第二号中「、第二十一条の五第五号（特定災害防止準備金）」及び「、第二十二条の九の二第二項第六号（平成二十一年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）」を削り、同条第十号中「及び第八項第六号」を削り、同条に次の二号を加える。

十二　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）附則第八条第二項（準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の五第五号（特定災害防止準備金）に掲げる事項

十三　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の九の二第二項第六号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）に掲げる事項

第二編第一章第一節第十一款の七の款名を次のように改める。

第十一款の七　少額の減価償却資産等

第二十七条の十七を第二十七条の十七の三とし、第二編第一章第一節第十一款の七中同条の前に次の二条を加える。

（少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定）

第二十七条の十七　次に掲げる貸付け（次項の規定に該当する貸付けを除く。）は、令第百三十三条第一項（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するものとする。

一　当該内国法人が当該内国法人との間に特定関係（一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を有する場合における当該一の者と法人との間の関係（以下この号において「当事者間の関係」という。）、一の者との間に当事者間の関係がある法人相互の関係その他これらに準ずる関係をいう。）がある法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対する資産の貸付け

二　当該内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け

三　継続的に当該内国法人の経営資源（事業の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。）、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け

四　当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

2　資産の貸付け後に譲渡人（当該内国法人に対して当該資産を譲渡した者をいう。）その他の者が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあっせんする旨の契約が締結されている場合（当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額（当該対価の額が確定していない場合には、当該対価の額として見込まれる金額）の合計額が当該内国法人の当該資産の取得価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合に限る。）における当該貸付けは、令第百三十三条第一項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとする。

（一括償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定）

第二十七条の十七の二　前条の規定は、令第百三十三条の二第一項（一括償却資産の損金算入）に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。

第二十九条の四第一項中「第六十九条第二十三項」を「第六十九条第二十五項」に改め、同項第二号及び第三号中「第十七項（同条第二十二項」を「第十八項（同条第二十四項」に改め、同条第二項中「第六十九条第二十三項」を「第六十九条第二十五項」に改め、同項第二号中「第九条の七第七項ただし書」を「第九条の七第六項ただし書」に、「第四十八条の十三第七項ただし書」を「第四十八条の十三第八項ただし書」に改め、同条第三項中「第六十九条第二十五項」を「第六十九条第二十六項」に改める。

第三十条中「第六十九条第二十四項」を「第六十九条第二十六項」に改める。

第三十条の二第一項中「第六十九条第二十五項」を「第六十九条第二十七項」に、「規定する同条第十七項」を「規定する同条第十八項」に改め、同項第一号中「第六十九条第十七項（同条第二十一項及び第二十二項」を「第六十九条第十八項（同条第二十三項及び第二十四項」に、「以下この項」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号中「第六十九条第十七項」を「第六十九条第十八項」に改め、「同項に規定する過去当初申告税額控除額」を削り、「明細」の下に「並びに同条第十八項に規定する過去当初申告税額控除額」を加え、同項第三号中「法第六十九条第十七項に規定する対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度」を「対象前各事業年度（法第六十九条第十八項に規定する対象前各事業年度をいう。次号及び第五号において同じ。）」に、「同条第二十三項」を「法第六十九条第二十五項」に改め、同項第四号中「法第六十九条第十八項又は第十九項」を「法第六十九条第十九項又は第二十項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「及び同条第十八項」を「及び同条第十九項」に改め、同項第五号中「同条第十七項に規定する対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度」を「対象前各事業年度」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十九条第二十五項」を「第六十九条第二十七項」に改める。

第三十条の三中「第六十九条第二十七項」を「第六十九条第二十九項」に改める。

第三十条の四中「第六十九条第二十八項」を「第六十九条第三十項」に改める。

第二編第一章第二節に次の一条を加える。

（税額控除超過額相当額の加算に関する書類等）

第三十条の五　第三十条の二第一項（税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等）の規定は法第六十九条第三十一項（外国税額の控除）に規定する同条第十九項の規定により法人税の額に加算されるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類について、第三十条の二第二項の規定は法第六十九条第三十一項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類について、第三十条の二第三項の規定は法第六十九条第三十一項に規定する控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第三十条の二第一項第一